

## 元気ッス！へきなん市民会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民まつり元気ッス！へきなん（以下「元気ッス！」という。）を市民と行政が協働で育てるイベントとして実施することにより、市民同士の交流を深めるとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、元気ッス！へきなん市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (構成員)

第3条 市民会議は、元気ッス！を愛する会員50名以内で組織する。

### (所掌事務)

第4条 市民会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 元気ッス！の企画立案に関すること。
- (2) 元気ッス！の実施に関すること。
- (3) 元気ッス！の評価に関すること。

### (役員)

第5条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は会員の互選により選出し、副会長及び監事は会長が指名する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、市民会議の会計その他の事務を監査する。

### (任期)

第7条 会員の任期は、当該年度末までとし、翌年度の再任を妨げない。

### (会議)

第8条 市民会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。

3 会議での協議事項のうち、次の各号に掲げる事項については、出席者の過半数により決するものとする。ただし、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 開催日程に関する事。
- (2) 予算に関する事。
- (3) 決算に関する事。
- (4) この要綱の改廃に関する事。
- (5) その他会長が必要と認めるもの。

(部会)

第9条 元気ッス!の企画運営を行うために、市民会議に部会を設置することができる。

(事務局)

第10条 市民会議の庶務及び全体調整を行うために、市民協働部地域協働課内に事務局を置く。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。